

宅地建物取引業者に対する行政処分について

令和8年3月11日

東京都住宅政策本部民間住宅部不動産課

被 処 分 者	商 号	株式会社リビング・ユース
	代 表 者	篠塚 寿之 (しのづか としゆき)
	主たる事務所	東京都板橋区南常盤台一丁目38番2号
	免 許 年 月 日	令和4年5月13日 (当初免許年月日 昭和63年5月13日)
	免 許 証 番 号	東京都知事(9)第53841号
聴 聞 年 月 日	令和8年1月26日	
処 分 内 容	宅地建物取引業務の全部停止7日間及び指示	
業 務 停 止 期 間	令和8年3月25日から同月31日まで	
適 用 法 条 項	宅地建物取引業法第35条第1項(重要事項説明書記載不備) 同法第37条第3項(宅地建物取引士の記名のない賃貸借契約書の交付) 同法第65条第1項(指示) 同法第65条第2項第2号(業務の停止)	
事 実 関 係	<p>被処分者は、令和2年12月に、貸主Aと借主Bとの間で締結された東京都板橋区所在の建物の賃貸借契約において媒介業務を行った。</p> <p>この業務において、被処分者には、下記のとおり、宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号。以下「法」という。)違反があった。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 法第35条に定める書面(重要事項説明書)において、宅地建物取引士をして記名させなかった。</p> <p>2 法第37条第2項に定める書面(賃貸借契約書)において、宅地建物取引士をして記名させなかった。</p> <p>1は、法第35条第1項に違反し、法第65条第2項第2号に該当する。2は、法第37条第3項に違反し、法第65条第1項に該当する。</p>	